

別添

8 議事

事務局

ただ今から令和5年度第11回船橋市建築審査会を始めさせていただきます。

本日の会議の案件は、建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく許可申請公開1件、建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可申請非公開2件、計3件となっております。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

横内会長

ただ今から令和5年度第11回船橋市建築審査会を開催いたします。本日の議題は、お手元の議事次第にありますとおり、建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく許可申請公開1件、建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可申請非公開2件でございます。

それでは、議案第1号を議題といたします。議案第1号の許可申請書の朗読を事務局からお願いします。

事務局

「案件別概要第1号」朗読 記載省略

横内会長

ありがとうございます。

それでは、特定行政庁から計画概要の説明をお願いいたします。

特定行政庁A

「計画の詳細」説明 記載省略

横内会長

ありがとうございます。特定行政庁の判断をお願いします。

特定行政庁B

「特定行政庁の判断」説明 記載省略

横内会長

ありがとうございます。ご意見、ご質問をお願いします。

委員A

坪庭はピロティになっているのですか。

特定行政庁A

はい。ピロティ状になっております。基本的に外気に開放されております。

委員A

建築面積は増えないということですね。

特定行政庁A 昇降路部分は、建物の水平投影面積内に入っていますので、増えません。延床面積からは除かれておりますので、今回の増築により延床面積に算入されます。

委員B 煙突が撤去されるようですが、前はどのような役割だったのですか。

特定行政庁A 詳細は確認しておりませんが、資料4ページ、既存図でいうと左の下の方に丸い表記がございますが、こちらが1階から伸びている煙突部分となります。機械室になっておりますので、以前はボイラーか何かがあったのではないかと推測されます。

委員A 撤去という意味は。

特定行政庁A 屋根を改修いたしますので、屋根から下の部分は残します。屋根から上の部分を撤去します。

委員A 使っていないですよ。

特定行政庁A 使っていません。

委員A 撤去してしまえば良いのには思いますけれども、図面にはしっかり残っていますね。

横内会長 他にご質問いかがでしょうか。

委員A 9ページの立面図で、エレベーター部分が地面についていないのですが。

特定行政庁A 坪庭部分ですので、今は土（砂利敷）になっていますけれども、そこにコンクリートでスラブを打ちまして、昇降路を設ける形になります。

委員A 浮いているように見えますが。

特定行政庁A 9ページの立面図ですと、壁の部分を略式的に示しているものになります。既存の基礎の上から壁が立ち上がる形になります。土（砂利敷）になっている部分にコンクリートを流してスラブを作ります。

委員A 分かりました。

横内会長 他にご質問いかがでしょうか。

委員C 車椅子スポーツの普及ですとか、高齢者のことを考えますと、エレベーターの設置というのはよく分かりますが、4ページの平面図を拝見しますと、エレベーターに至るまでにスロープがございますね。スロープの幅が1,500mmですよ。1,500mmというと、車椅子で一回転することはできるのですが、調子が悪くて付き添いが必要な場合は非常に厳しいですよ。一人で一回転するなら1,500mmで十分ですけども、どうして1,500mmなのですか。一人でエレベーターに乗るという前提なのでしょうか。

特定行政庁A スロープの勾配ですが、12分の1となっております。12分の1でも車椅子の方が一人で車輪を回して乗るのは厳しいかと思しますので、基本的には介助者の方と一緒に目的地まで行くことになるかと思いますが、その際は後ろから押していただく形になるかと思えます。

委員C そうですね。そうすると、スロープの幅が1,500mmというのは、介助者がいると少し厳しいのかなと思えますが。

特定行政庁A 必要最低限の設計となっております。

委員C 車椅子に乗ってそのままエレベーターに乗る場合、エレベーターには何人入れるのでしょうか。

特定行政庁A このエレベーターは11人乗りになっております。

委員C 大抵は介助者が一緒に入っていくということが前提なのでしょうね。スロープの幅が1,500mmというのは少し気になったところです。以上です。

横内会長 1,500mmで何とか大丈夫ですかね。

委員C はい。1,500mmだと一人で一回転できるギリギリのところですので。

特定行政庁A 最低限800mmあれば車椅子1台は通ることができます。

委員C はい。真っ直ぐ通るのであれば、ですね。回転するならば1,500mmは必要ですけれどね。

横内会長 はい。何とか使えるだろうということで。他にご質問いかがでしょうか。

委員A エレベーターを設置すること自体は大変良いことだと思います。それから、既存不適格、日影ですね。これは仕方ないだろうと思います。先ほどおっしゃっていたように、JR船橋市場町社宅跡地の建築物には影がかからないだろうということで、だから良いというわけではないですけれども、妥当な計画なのかなと思います。同意してよろしいでしょうか。

各委員 はい。

横内会長 それでは、同意することといたします。
引き続き、議案第2号を議題といたします。議案第2号の許可申請書の朗読を事務局からお願いします。

議案第2号及び第3号は非公開の審議であるため船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条第3項の規定により記載を省略します。

横内会長 議案が終わりましたので、令和5年度第11回船橋市建築審査会を終了いたします。